

【送迎バス利用規約】

相生こども園(以下、園)の送迎バス(以下バス)は、別添の同意書兼利用申請書に署名及び捺印のある送迎バス利用園児保護者(以下、保護者)が、対象とする園児(以下、園児)の園バス利用送迎を園に委託し、園がこれを受託した場合に利用することができる。対象とする園児とは、当該年度に在籍し、満3歳を経過している園児であり、なおかつ園の指定する場所(以下、バス停)から園に至る経路の往復を乗車するにあたり、健康上問題ないと園長が判断する園児を示します。委託を希望する方は、別添の同意書兼利用申請書に署名捺印の上、本契約に同意の旨をお申し出ください。

- 1 バス停での園児の乗降には必ず保護者が同伴し、乗降前後につきましては保護者の責任において管理して頂きます。当日のバスの運行状況はハグロケーションにて各自にてご確認
※ 保護者以外が同伴する場合は、園児との続柄を事前に通知して下さい。
※ 同伴者は18歳以上の方に限らせていただきます。
- 2 バスの安全運行厳守のため、8分前にはバス停にて待機願います。定刻でバス停に待機されてない場合、バスは定刻に出発します。
※ 登園の際遅参の連絡を受けても、5分を経過した時点で出発しますので、遅れないようにお願いします。
※ 降園の際、バス停への予定時刻に迎えに来られない場合は、事前連絡の有無に拘わらず5分を目途に園児を乗せたまま復路に出発します。園に戻り一時預り保育となりますのでお迎えをお願いします。
- 3 乗務する職員は、原則として車両から離れることを許可しておりません。
風雨対策を含め、園児の送迎に伴う園児が所持できない持ち物の運搬は、保護者自身で行ってください。
※ なお、保護者の怪我や障害など、やむを得ない事情が生じた際は、事前に園にお申し出ください。
- 4 保育中に園児が発熱した場合、他の園児への感染を防ぐため乗車できません。
- 5 バス内は誤飲などの事故防止と衛生面や公衆道德の概念を鑑み、終日飲食禁止です。降車後も、個別に食べさせる機会はありませんので、朝食用の食べ物を持たせないでください。
- 6 台風、暴風雨、地震、浸水、降雪、積雪、路面凍結等におけるバスの安全走行が危惧される場合バスの運行中止、運行遅延があることをご承知願います。連絡通知は速やかに保護者メール、ハグロケーションにて行います。
- 7 送迎バスに関わる利用者負担額は園児1名重要事項説明書に定める月額とし毎月の納付金請求に含めて納付ください。
- 8 送迎バスの利用辞退、申込は学期単位のみでの変更とさせて頂きます。学期始業1か月前までに指定の書類に署名・捺印のうえ提出ねがいます。
※ 提出が遅れますと乗っていなくても、バス代をお支払い頂くことになります。
※ 退、転園、欠席(休園、学年学級閉鎖、出席停止も含む)などを理由に、当該月のバス代の日割り計算や返金は行いません。
- 9 万一、人身事故等の発生により被る災害は、園を運営する学校法人 相生学園(以下、当該法人)が契約する保険会社が賠償の責任を認める範囲で、保険金をお支払いいたしますが、それ以上の要求、又は、道路状況や天候による送迎の遅延及び運休などによって派生する損失の弁済、その他のあらゆる損害について、当該法人及び所属の職員は、一切責任を負いませんので、予めご承知の上ご利用申請をお願い致します。
本契約に同意なき場合は受諾できませんのでご理解とご協力お願い致します。

以上